

## 第2回定例会討論

議題になっている議案等に対し賛成・反対の意見が述べられました。

○承認第3号専決処分の承認を求めることについて

### 反対討論

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、国は、年々限度額の大幅な引き上げを行っており、高額所得者と見られる人々も生活実態は厳しい状況にあり、全体としては、負担増となるのが実情であり、反対であります。

○承認第5号専決処分の承認を求めることについて

### 反対討論

平成19年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対して、滞納整理、収納対策などともな対策もせず、また、基金の取り崩しなど、3月に補正したにもかかわらず、ただ保険税の徴収・調停額を引き上げれば事足りるというのは極めて安直な発想であり、認めることはでき

ません。

○議案第48号

平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算

### 反対討論

市道④6号線整備事業について、河川区域内に橋台・橋脚を設置することから工事施工は濁水期の11月から翌年の5月までの期間しか施工できないというが、なぜ千代田大橋のような河川に橋脚を設けないように設計しなかったのか、設計の基本的な考え方や経済性など総合的な判断基準がないまま設計委託をしているのではないか。また、この路線は石岡市と土浦市に通じる幹線道路であり国補事業に変えるべきではないか。合併特例債活用ありきで財源対策など考慮していない予算であります。

○議案第48号

平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算

### 賛成討論

農林水産費においては、国・県の補助事業を活用した園芸産地の

マーケティング事業等の導入、競争力の強い産地づくりや農地資源の適切な保全管理等と農村環境保全対策事業を計上しております。土木費においては、土浦市から石岡市に至る重要な広域幹線道路である新治橋の老朽化対策として早期改修に向け、市道⑦6号線特定幹線市道整備事業の継続費を設定し、事業推進にあたるなど、安全対策の面からも評価できます。教育費においては、相談員等活用事業や学校給食研究推進校事業及びハートいっぱい推進事業を計上し、学校における心の教育に関する指導充実や不登校、問題行動等への教育相談の充実を図るものであります。

さらには、国のまちづくり交付金の事業選択を積極的に進め、市道2583号線西成井バイパスの整備や図書館のシステム整備・花壇植栽事業などに対し予算措置を行うなど、厳しい財政状況にもかかわらず、早期に推進すべき事業や住民サービスに資する事業に前向きに対応した補正予算であると考えます。

○議案第55号

かすみがうら市公の施設の指定

管理者の指定の手続等に関する条例の制定について

### 反対討論

今回の地方自治法改正による公の施設への指定管理者制度の導入は、もともと財界からの構想で、国・地方自治体の業務施設を民間に開放してビジネスチャンスを増やすという基本戦略に基づき行われたものであります。第一に指定管理者制度の導入によって公の施設に対する自治体本来の責任が後退するのではないか。第二に、サービス向上よりも管理運営の節減や行政コストの削減に重点が置かれるのではないかと心配があります。地方分権を語るのならあくまでも十分な審議と検討する時間を設け、そして指定管理者制度を導入しない道もあるのではないかと考えます。



○議案第63号

かすみがうら市国民健康保険条例の一部改正について

反対討論

現役並み所得のある70歳以上の窓口負担を昨年10月から現行の2割から3割に引き上げられました。したが、今回の一部改定案は来年4月より、70歳から74歳の一般所得者の負担も現行の1割から2割に引き上げる内容であります。しかし、病気に掛かりやすい高齢者に現役世代と同じ割合で窓口負担を求めれば、家計への負担は何倍にもなります。私は、高齢者の窓口負担は現役世代より低く抑えて当然だと考えます。

○議案第63号

かすみがうら市国民健康保険条例の一部改正について

賛成討論

国においては、将来にわたり医療保険制度を持続するために、医療制度改革大綱を決定し、国民皆保険制度の中で、保険者間・地域間・世代間でどこかに偏った負担を求めべきものではなく、公平公正な範囲のものでなければなりません。

ません。

今回の条例の改正は、あくまでも健康保険法の改正による、他保険の負担割合の改正と同じ水準とするためのものであります。もしも、改正が行われなかった場合、その部分をどこかに求め、誰かが負担を負わなければなりません。一般会計で負担することになれば、別な不公平感が生まれることにもなります。

誰もがいずれかの保険に加入しなければならぬ現在の制度において、当市の自己負担の割合を低い状態にしたときには、市において過度の負担が生じます。同じ市民でありながら、国保加入者とそれ以外の保険加入者の間で医療費の自己負担の割合が異なり、国保加入者分を他保険者が負担することとは、国民皆保険制度の前提となつてゐる、相互扶助の精神とは離れたものとなつてしまい、国民皆保険制度そのものを否定することにもなります。いずれの保険に加入していても、いずれの地域でも医療費に対する自己負担は同じであることは重要であります。当市だけが、突出する改正ではなく、健康保険法の改正による負担割合と同じ内容の条例改正であ

り、当市の国保事業運営の面からも改正をすべきものと考えます。

○議案第71号

工事請負契約の締結について

反対討論

今回の建設について、第一に、住民からの強い要望に基づく施設でないこと。第二に、土地購入疑惑にふたをして、強引に合併特例債を使うという手法、まさに無駄な箱物建設であるということ。第三に、建設後の維持管理費がいくら市財政を圧迫するものになる恐れがあること。市当局の試算では人件費を含めて、年間5,400万円になることも分かりました。

私は、今ある施設の有効利用を図るべきだと要請してまいりましたが、今回の地域福祉センターの建設は、無駄に無駄を重ねるものだと考えます。

○議案第71号

工事請負契約の締結について

賛成討論

この地域福祉センターにおける主たる事業内容については、乳幼

児の親子を対象とした子育て支援事業、そして高齢者を対象とした介護予防を図る健康づくり事業であります。

当市におきましては、市街化区域を中心に人口が集中し、会社勤めが大半で核家族構成の住宅が多いことは誰もが察することです。高度成長長期に住宅を建てた世代が定年退職し、退職後の生きがいの基盤となる健康づくりを支援することが非常に大切であります。

よって、この地域福祉センターが、このような状況を補う基盤として整備しなければならぬ市の責務があります。1階建ての鉄筋構造として快適性・機能性にも配慮し、さらには車社会も考慮した駐車スペースを設け、建設地の有効利用をも図り、期待の持てる福祉施設となっております。

